

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月4日
【会社名】	株式会社GSIクレオス
【英訳名】	GSI Creos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 中島浩二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南二丁目3番1号
【電話番号】	東京(5211)1828
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松尾慶彰
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段南二丁目3番1号
【電話番号】	東京(5211)1828
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松尾慶彰
【縦覧に供する場所】	株式会社GSIクレオス大阪支店 (大阪市中央区大手町一丁目7番31号(OMMビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社第87期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- (1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金3円 総額 193,577,673円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

- (1) 併合の割合  
当社普通株式について、10株を1株に併合
- (2) 株式併合の効力発生日  
平成29年10月1日
- (3) 効力発生日における発行可能株式総数  
20,000,000株

第3号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社および当社の子会社の事業を再確認し、現行定款第2条（目的）の記載内容を整理・統合するとともに、今後の事業内容の多様化へ対応するために所要の変更を行う。
- (2) 株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を2億株から2千万株に減少させるため、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更する。また、当該変更の効力が株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、併せて効力発生日をもってその附則を削除する旨の附則を設ける。
- (3) 全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第6条（単元株式数）を変更する。また、当該変更の効力が株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、併せて効力発生日をもってその附則を削除する旨の附則を設ける。
- (4) 単元未満株式を所有されている株主様の便宜を図ることを目的として、単元未満株式買増制度に係る規定を変更案第7条（単元未満株式の買増し）として新設する。また、この条項の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行う。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、中島浩二、松下康彦、吉永直明、中山正輝、荒木靖司、新美一夫、大西文博および岩田紀治を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

総議決権個数 : 64,116個  
当日出席を含めた議決権行使個数 : 41,921個

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	40,996	85	0	(注)1.	可決(97.79%)
第2号議案 株式併合の件	40,983	98	0	(注)2.	可決(97.76%)
第3号議案 定款一部変更の件	40,169	912	0	(注)2.	可決(95.82%)
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件				(注)3.	
中島浩二	40,845	236	0		可決(97.43%)
松下康彦	40,922	159	0		可決(97.62%)
吉永直明	40,958	123	0		可決(97.70%)
中山正輝	40,958	123	0		可決(97.70%)
荒木靖司	40,959	122	0		可決(97.71%)
新美一夫	40,958	123	0		可決(97.70%)
大西文博	40,958	123	0		可決(97.70%)
岩田紀治	40,129	952	0		可決(95.73%)

(注)1. 出席株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

以上